

実務研究

日本税務会計学会
平成27年4月 月次研究会



青木 丈〔神田〕

受給者交付用の源泉徴収票へのマイナンバーの記載

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者の個人番号を記入

掲載時点におけるイメージです。確定式ではありません。

控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号を記入

支払者の個人番号又は法人番号を記入 (税務署提出用のみ)

○新たな源泉徴収票の様式

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)は、平成27年10月5日に施行され(番号法附則1本文、番号法の施行期日を定める政令(平成27年政令第171号。以下「施行期日政令」

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)は、平成27年10月5日に施行され(番号法附則1本文、番号法の施行期日を定める政令(平成27年政令第171号。以下「施行期日政令」

このように、平成28年分以後の源泉徴収票から、必要箇所にマイナンバーの記載が必要となる。

マイナンバー制度導入後の新たな給与所得の源泉徴収票の様式

○受給者交付用の源泉徴収票へのマイナンバーの記載

周知のように、給与所得の源泉徴収票は給与等を支払った全ての者について作成し交付しなければならぬ(所法226①、所規93)。前述のように、受給者交付用の源泉徴収票には、支払者の個人番号又は法人番号については記載しないが、支払を受ける者及び控除対象配偶者・扶養親族の個人番号は記載しなければならぬ。したがって、支払を受ける者及び控除対象配偶者・扶養親族の個人番号を記載した状態の給与所得の源泉徴収票を受給者本人に交付することとなる。そして、このように個人番号が記載された受給者交付用の源泉徴収票は、受給者本人が所得税の確定申告をする際に、税務署での本人確認措置において、個人番号カード、通知カード又は住民票の写し等の提示が困難な場合の番号確認資料として、利用されることとなる(番号法16、番号法施行令12①、番号法施行規則

1の記載については、給与等の支払いを受ける者の個人番号はもちろんのこと、控除対象配偶者や扶養親族の個人番号も記入する必要があるのである。そして、支払者、すなわちこの源泉徴収票の提出義務者の個人番号又は法人番号については、税務署提出用には記載し、受給者交付用には記載しないこととされている(改正所規93①二)。そのため、上記の新様式の「税務署提出用」には支払者の「個人番号又は法人番号」欄が設けられているが、「受給者交付用」にこの欄は設けられていない。

○提言

3①四、国税庁告示第2号(告示5)。ところで、受給者交付用の源泉徴収票は、受給者本人の所得証明の手段として、住宅ローンやオートローンを提供する金融機関や保育園などに提出されることがある。このような場合は、番号法第19条各号で認められる特定個人情報の提供に該当しないので、受給者交付用の源泉徴収票に記載されている個人番号の部分を復元できない程度にマスキング(黒塗り)する等の措置を講じた上で各事業者に提出しなければならない。しかし、一般の国民が提出する書類に自らマスキングを施すという行為は、いささか現実的ではないように思われる。そこで、法令に基づき個人番号を記載した受給者交付用の源泉徴収票を全ての従業員等に交付した上で、別途、従業員等からの求めに応じて、企業等又は税理士においてマスキング等の措置を講じた、個人番号を記載しない源泉徴収票を提出すること可能であると解されている。

以上のことから、受給者交付用の源泉徴収票を本人に交付する際には、自らの

所得証明の手段として金融機関や保育園等の事業者に提出する場合にはマスキング等の措置が必要なこと、求めに応じて企業等においてマスキング済み又は個人番号の記載のない源泉徴収票を別途交付することなどを説明する書面等を併せて交付するなどの配慮が必要となるものと思われる。

以上のよう、マイナンバー制度導入後の受給者への源泉徴収票の交付については、実務上、慎重な対応を要することとなる。その要因は、改正所規において受給者交付用の源泉徴収票への個人番号の記載が義務付けられていることにあるが、その主たる趣旨は、受給者交付用の源泉徴収票を本人が所得税の確定申告をする際の税務署での本人確認措置における番号確認書類として利用することにあるものと考えられる。しかし、前述のように、所得税確定申告書を税務署に提出する際の番号確認書類は、個人番号カード、通知カード又は住民票の写し等が原則であり、これらの提示が困難な場合に限り受給者交付用の源泉徴収票が番号確認書類として認められる。すなわち、所得税確定申告書に源泉徴収票が添付されている場合でも、原則的には個人番号カード等の

番号の記載のない源泉徴収票を別途交付することなどを説明する書面等を併せて交付するなどの配慮が必要となるものと思われる。

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成27年4月17日更新) A5-1-3

2 特定個人情報保護委員会『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)』及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A(平成26年12月11日)(平成26年12月11日更新)

3 日本税理士会連合会『税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック』特定個人情報の適切な取扱いに向けて(平成27年4月)45-46頁

4 日本税理士会連合会は、受給者交付用の源泉徴収票には個人番号の記載を原則不要とすべき、と建議している(日税連『平成28年度・税制改正に関する建議書』(平成27年6月25日)16頁)また、東京税理士会も同旨の意見を述べている(東京会『平成28年度税制及び税務行政の改正に関する意見書』(平成27年3月19日)12頁)